

あだち 広報

2008年
(平成20年)
7/20
第1540号
あだち広報は毎月10日・25日発行
(1月は5日・25日)
あだち広報は全戸配布です。
特集号は不定期

●発行/足立区 ●編集/災害対策課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
☎3880-5837(直通)
FAX3880-5607(災害対策課)
足立区ホームページアドレス
http://www.city.adachi.tokyo.jp/
足立区ホームページ携
帯電話向けサイトへの
二次元コードです

広域避難場所が増えました

大地震による延焼火災から一時的に避難する場所です。15カ所から29カ所に！

広域避難場所とは

「東京都震災対策条例」に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、広域避難場所を指定しています。

広域避難場所とは、区民が地震火災から身を守り、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所です。

そのため、原則として避難場所には食料や水の備えはありません。

この広域避難場所の指定は、市街地状況の変化および人口の増減などを考えて、おおむね5年ごとに見直しを行っています。

区の広域避難場所

(2・3面参照)
区には、29カ所の広域避難

図1 【避難行動の流れ】

一時(いっとき) 集合場所

集団で避難するために、町会・自治会単位で、一時的に集まる場所が決まっています。(公園・神社・学校など)
お住まいの一時集合場所について確認してください。

一時集合場所サインボード



広域避難場所

大きな災害が発生し、一時集合場所が危険であると判断された場合は、広域避難場所に避難してください。
都が指定している場所で、区には29カ所あります。

広域避難場所サインボード



第一次避難所

自宅が倒壊や焼失などで生活できない時、指定の避難所へ避難してください。
区立の小・中学校、都立高校を指定しています。ここでは近隣の町会・自治会で組織した避難所運営本部が自主的に運営します。

第二次避難所

要援護者の方々のために、福祉施設・公社・各センターなどを指定しています。

地域危険度が発表されました

危険度！火災危険度！総合危険度！
地震の危険性を5段階で相対評価しています。

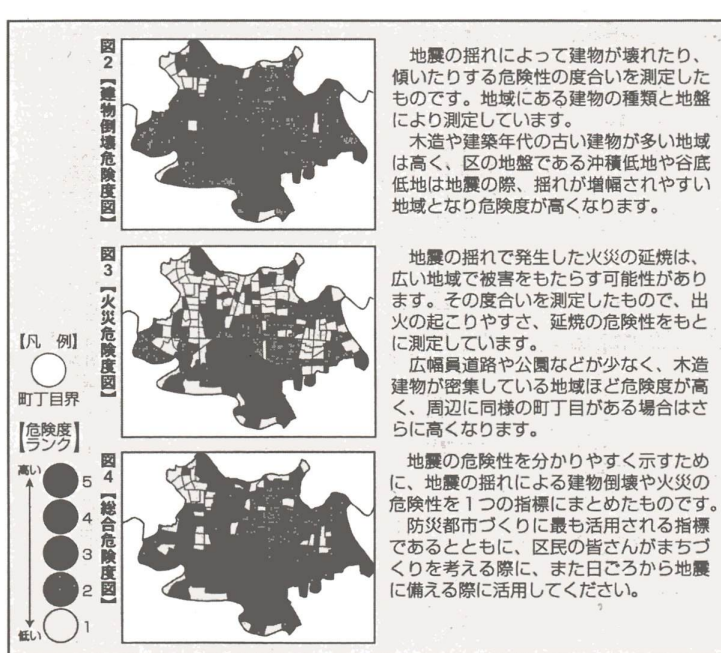
あなたの住んでいるまちは大丈夫？

この調査は、東京都震災予防条例(現・東京都震災対策条例)に基づき、昭和50年11月に第1回(区部)を公表して以来、5年おきに行う地震に関する地域危険度測定調査で、今回は第6回目の公表です。

都内の5千99町丁目について、各地域における建物倒壊危険度(図2)、火災の危険度(図3)、総合危険度(図4)を1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしています。

地震によるまちなちの危険性を測定します
日本は、地震の発生が世界の約1割を占める世界有数の地震国です。南関東におけるマグニチュード7程度の地震の発生確率は、今後30年以内

に70%程度とされています。大きな地震が起こった際、あなたのまちなちにはどのような危険があるのでしょうか？地震が起こると、揺れによる建物の倒壊や火災の発生による延焼が大きな被害を引き起こ



可能性があります。
●地域危険度はこのように使われます。
災害に強い都市づくりを進めるためには、道路や公園などの整備や建物の不燃化などの防災都市づくりを行うとともに、区民一人ひとりが日ごろから十分な備えと対策をとることが重要です。

地域危険度は、防災都市づくりを進める地域の選定に利用するとともに、区民の皆さんがお住まいのまちなちの危険性を正しく理解し、地域への備えを進めるために活用されます。くわしい内容は、区のホームページから見る事ができます。

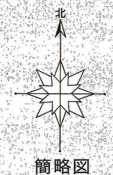
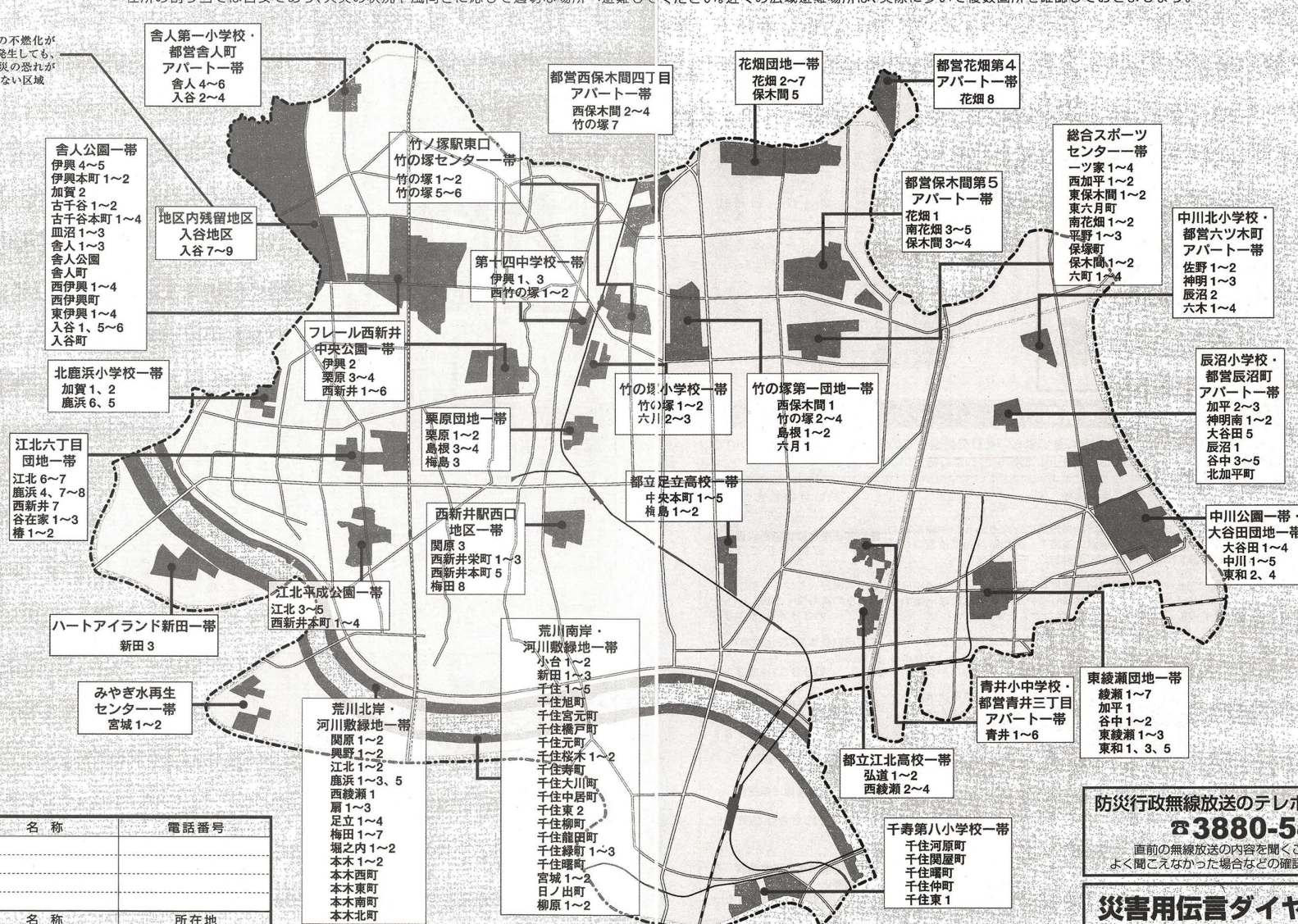
保存版

足立区内の広域避難場所

区内では荒川の河川敷など29カ所が指定されており、住所(町丁目)ごとに割り当てられています。
広域避難場所は大規模な延焼火災時に火勢の衰えを待つ場所です。地震があってもすぐに広域避難場所へ避難する必要はありません。
 住所の割り当ては目安であり、火災の状況や風向きに応じて適切な場所へ避難してください。近くの広域避難場所は、実際に歩いて複数箇所を確認しておきましょう。

地区内残留地区

地区内残留地区は、地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域



	名称	電話番号
緊急連絡先		
一時集合場所		
広域避難場所		

※上記の枠にご自分の緊急連絡先などを記入しておきましょう。

防災行政無線放送のテレホンダイヤル案内
☎3880-5487
 直前の無線放送の内容を聞くことができます。
 よく聞こえなかった場合などの確認にご利用ください。

災害用伝言ダイヤル「171」
 ご利用方法
 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音再生を行ってください。提供開始や録音件数など、提供条件についてはNTT東日本で決定し、テレビ、ラジオなどでお知らせします。

非常時の持ち出し品リスト



家庭備蓄品リスト 3日分の食糧/3日分の水(1人1日3リットル)



地震に備えて

突然発生する「地震」への対応は、予測できる台風などによる風水害と異なり、普段からの総合的な取り組みが必要です。

災害の発生に備えるには、区および防災関係機関と区民、各種事業所がそれぞれの責務と役割を明確にし、連携と協力を図ることが必要です。

① 区民の皆さんの責務(自治の主導者として)は、自らのまちは自ら守るという意識のもとに、防災訓練や地域の活動に参加し、災害時には相互に協力し助け合う。

② 常に災害に備え、住居、建物などの安全性を確保するとともに発災時の備蓄などを行う。

● 事業所・事務所の責務(各種の社会活動を含む)は、① 区内で、各種の事業実施にあたり施設を管理するものは、施設の安全性、避難路の確保、救助用資材確保など、発災時に必要な対策を確立する。

② 行政機関などの実施する防災活動においては、その社会的責任により協力する。この役割を踏まえて、普段から災害の発生に備え、発生した際には互いに協力し、被害を最小限に食い止めましょう。



防災対策事業一覧

区では、区民の皆様が安全に安心して住み続けられるよう災害に強いまちづくりを推進しています。防災対策事業について以下のとおり紹介します。なお、事業のくわしい内容については、各担当にお問い合わせください。

事業名	事業内容	問い合わせ先
細街路整備助成事業	災害時の緊急車両の出入りや消防活動が円滑に行えるよう、建築基準法第42条第2項道路など4m未満の道路で、細街路計画に位置づいた路線を拡幅整備する場合に整備費用を助成しています。	建築部建築道路課細街路係 ☎3880-5286
接道部緑化工事助成制度	災害時、延焼の防止や身近な避難路の確保などのため、区では道路に接する場所の緑化工事費用の一部を助成しています。助成には一定の要件がありますので、くわしくはお問い合わせください。	都市整備部まちづくり課 みどりのまちづくり係 ☎3880-5188
木造住宅等耐震化促進助成事業	旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建てられた建築物は耐震性が低く、危険な建物とされています。旧耐震基準で建てられた、木造住宅などの耐震診断・耐震改修工事を行う場合の費用の一部を助成しています。	建築部副参事(耐震化促進) 耐震促進 ☎3880-5317
密集市街地整備事業	関原一丁目地区、足立一・二・三丁目地区、西新井駅西口周辺地区、千住仲町地区では、「防災性の向上」と「住環境の改善整備」などを目的として、道路の拡幅整備や公園、プチテラスの整備、老朽住宅などの建て替えの促進を行っています。	都市整備部密集地域整備課 地域整備担当 ☎3880-5181
不燃化促進事業	災害時の延焼を防止し、安全な避難通路を確保するため、地域危険度の高い都市計画道路の沿道で、不燃化促進区域に指定した区域(補助136号線関原・梅田地区、補助136号線扇・本木地区、補助138号線西新井駅西口地区で、都市計画道路の両側おおむね30mの区域)内において、整備基準に適合する不燃建築物を建築する方に、建築費の一部を助成しています。	都市整備部密集地域整備課 地域整備担当 ☎3880-5181
復興まちづくり推進事業	震災時における被災地の復興まちづくりを円滑かつ迅速に推進するために、地域危険度の高い地区を重点的に避難所運営本部を母体として、区民と協働で復興まちづくり訓練を行っています。	都市整備部密集地域整備課 事業調整係 ☎3880-5463
家庭(事業所)用防災用品の購入あっせん事業	家庭や事業所での災害用物品を備蓄していただくために、防災用品の購入あっせんを行っています。非常食料・保存水などのほかに、家具転倒防止金具や住宅用自動火災警報器など各種をあっせんしています。	危機管理室災害対策課 施設管理係 ☎3880-5837
住宅用消火器の購入あっせん事業	各家庭に消火器を備え初期消火に努めていただくために、住宅用消火器の購入あっせんを行っています。	危機管理室災害対策課 施設管理係 ☎3880-5837